

各指定障がい福祉サービス等事業者 様
各指定障がい児通所支援事業者 様

福山市保健福祉局福祉部
障がい福祉課福祉サービス担当課長

【事務連絡】障害福祉サービス等情報公表制度における令和7年度中に報告すべき
経営情報の対象について(周知)

平素より、本市の福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

見出しのことにつきまして、厚生労働省社会・援護局から令和7年度中に報告すべき経営情報の時期について通知があり、各決算月を迎える事業所の令和8年度までの報告スケジュールは別紙のとおりとなりますので、御確認をお願いします。

なお、経営情報の見える化において、経営情報を入力されても、財務諸表等(損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書)【福山市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱】別添1の基本情報などが入力されていない場合、2026年(令和8年)4月から「情報公表未報告減算」にあたりますので御注意してください。

なお、毎年度各事業所における障害福祉サービス等の情報を、「障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)」を通じて本市に報告していただいておりますが、未だ更新していない事業所については、併せて報告してください。既に報告いただいている事業所につきましては、行き違いですのでご了承ください。

1 実施要綱及び情報公表制度の概要等について

本市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。(Q&Aも掲載しています)

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/334276.html>

2 留意事項

- ・法人や事業所の名称、所在地、連絡先等の法人情報及び事業所情報に変更があるときは、その都度変更が必要です。

【問合わせ先・提出先】

福山市障がい福祉課 事業者指定・指導担当
〒720-8501 福山市東桜町3番5号
電話 (084) 928-1261 FAX (084) 928-1730